

「法人県民税非課税判定票」 記載の手引き

この判定票は、収益事業を行う社会福祉法人、更生保護法人又は学校法人（私立学校法第 64 条第 4 項の専修学校及び各種学校を含みます。）が地方税法施行令第 7 条の 4 ただし書の規定により法人県民税の課税上収益事業に含まれないこととされる範囲を判定する場合に使用してください。

- 1 「1」欄には、法人税明細書別表四（52）「所得金額又は欠損金額」欄の金額を記載してください。
なお、零以下の場合、番号欄 2 以下は記載せずに判定結果欄へ非課税とご記入ください。
- 2 「2」欄には、当該事業年度中、収益部門から公益部門へ支出した金額（法人税明細書別表十四（二）26 欄（同上以外のみなし寄附金額）を記載してください。
- 3 「3」欄には、当該事業年度中に収入した受取配当等の金額で法人税法上益金不算入とされた金額（法人税明細書別表四 14 欄〈受取配当等の益金不算入額〉の金額）を記載してください。
- 4 「4」欄には、当該事業年度中に還付を受け又は充当された金額（法人税明細書別表四 18 欄〈法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額〉及び 19 欄〈所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等〉の金額）を記載してください。
- 5 「5」から「8」までの欄には、「3、4」を除く当期中に収入した金額で法人税法の所得の計算上益金不算入とされた金額を記載してください（法人税明細書別表四で減算した金額）。
なお、法人税明細書別表四で減算した金額のうち損金に算入するもの（減価償却超過額の当期認容額、納税充当金から支出した事業税等の金額等）は含めません。
- 6 「10」欄には、損金算入限度額を超えた寄附金（法人税明細書別表四 27 欄〈寄附金の損金不算入額〉の金額）を記載してください。
- 7 「11」欄には、法人税法の所得の計算上損金不算入とされた法人税の額を記載してください（法人税明細書別表四 2 欄〈損金経理をした法人税及び地方法人税〉及び 4 欄〈損金経理をした納税充当金〉のうち、法人税額及び地方法人税額に充てる金額）。
- 8 「12」欄には、当該事業年度中に損金に算入した附帯税及び延滞税（法人税明細書別表四 5 欄〈損金経理をした附帯税、加算金、延滞金及び過怠税〉の金額）を記載してください。
- 9 「13」から「15」までの欄には、「10、11、12」を除く当期中に支出した金額で法人税の所得の計算上損金不算入とされた金額を記載してください（法人税明細書別表四で加算した金額）。
ただし、次のアからウの金額は含めません。
ア 法人税明細書別表四 4 欄（損金経理をした納税充当金）のうち、都道府県民税及び市町村民税に充てる金額
イ 減価償却の償却超過額（法人税明細書別表四 6 欄）
ウ その他各種引当金、準備金等
なお、法人税明細書別表四で加算した金額のうち益金に算入するものは含めません。
- 10 「18」欄に記載すべき金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨ててください。
- 11 「19」欄には、「2」欄の金額を記載してください。